



愛知県教育委員会教育長 殿

2017年3月30日

教育委員会事務局職員（小中学校教員関係）の
任用に関する「要項」策定を求める請願

住所

氏名 井上 満

1. 請願趣旨

- (1) 事務局職員任用に関し、愛知県立学校教職員については、（その内容に問題があるものの）一応「事務局職員任用候補者推薦要項」（以下、推薦要項）が定められ、任用が行われている。
- (2) 事務局職員は、多くの場合「指導主事」である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）において、「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。」と定められている。
- (3) 上記のように、県立学校については、推薦要項が定められているが、小中学校については、まったく何も定められていない。
聞くところでは、教育事務所長らが市町村教委等と連絡を取りつつ、「ふさわしい人材」を探し出しているようであるが、実に不透明極まりない。
- (4) 一例として、指導主事らの任用に関する「平成27年度 県教委関係人事異動案（小・中）」（尾張〔丹莸〕教育事務所分＝行政文書開示請求により入手）を示す。

＝別紙

- この異動案において、1名だけ氏名（中村嘉孝）の下に不開示にされた部分がある。その内容を問うと、「出身大学名」だと言う。記載されていない他の者は、「愛知教育大学出身者」である、と言う。指導主事の職務は、上記のように地教行法に定められており、その能力こそが評価されなければならない。出身大学など関係ないはずである。これぞ、まさしく学閥優先人事の一端を物語るものではないか、本当に公平・公正な人事が行われているのか等々、次々と疑問がわく。
- (5) 行政文書開示請求により入手した県立学校の推薦要項作成について確認したところ、教職員課県立学校人事グループにより作成された2016（平成28）年度の推薦要項は、最終的に教職員課長の「決裁」を受けていた。当該教職員課長らは、「なぜ小中学校関係については、推薦要項等が存在しないのか」、その任用体制の違いについて疑問を感じなかったのであろうか。実に不思議である。
 - (6) 指導主事ら任用については、「指導力」のある者が、公正・公平に選任されなければならない。そうでなければ、教育行政のみならず、学校現場も良くなるはずは

ないのである。よって、以下のように請願する。

2. 請願項目

- (1) 小中学校教職員についても、事務局勤務者任用関係「要項」を定め、ふさわしい教員が公平・公正に任用されるべく、体制を整えること。

以上

別紙

平成27年度 県教委関係人事異動案 (小・中)

(全尾張・全三河) (尾張〔丹波〕) 教育事務所 NO. 1/2

所属 職名	氏名	現職 経験 年数	年齢	転出先	後任者		
					所属・職名	氏名	現職年 年齢 経歴
尾張教育事務所 指導第一課長	片山 裕之	1/3		尾張教育事務所 所長			
尾張教育事務所 管理主事	土井 謙次	2/6		丹波地区公立学校 校長	岩倉市教育委員会 派遣指導主事	藤田 雅則	3/3
尾張教育事務所 教育主事	岡村 直樹	2/23		丹波地区公立学校 校長			
尾張教育事務所 (充) 指導主事	中村 嘉孝	1/1		異動なし			
尾張教育事務所 指導主事	中村 誠	2/2		丹波地区公立学校 教頭			
江南市教育委員会 派遣指導主事	天野 功	2/2		丹波地区公立学校 校長			
江南市教育委員会 派遣指導主事	栗本 周保	1/1		異動なし			
江南市教育委員会 ◎指導主事	新規						
岩倉市教育委員会 派遣指導主事	藤田 雅則	3/3		尾張教育事務所 管理主事			
岩倉市教育委員会 派遣指導主事	小川 康夫	2/2		異動なし			

平成27年度 県教委関係人事異動案 (小・中)

(全尾張・全三河) (尾張〔丹葉〕) 教育事務所 NO. 2/2

所属 職名	氏名	現職 経験 年数	年齢	転出先	後任者				
					所属・職名	氏名	現職年	年齢	経歴
犬山市教育委員会 ◎教育監	間宮 明彦	4/4		丹葉地区公立学校 校長					
犬山市教育委員会 ◎主幹	新規								
犬山市教育委員会 派遣指導主事	河村 雅之	2/2		丹葉地区公立学校 校長					
犬山市教育委員会 派遣指導主事	岩田 泰幸	3/3		丹葉地区公立学校 教頭					
大口町教育委員会 派遣指導主事	伊藤 勝治	2/2		丹葉地区公立学校 校長					
扶桑町教育委員会 派遣指導主事	水野 幹伸	1/1		異動なし					
	(以下余白)								